

市 町 村 税 の 概 況

市町村税の概況は、「平成19年度地方財政状況調査」、「平成20年度市町村税の課税状況等の調」及び「平成20年度固定資産の価格等の概要調書等報告書」等の資料に基づいてとりまとめた。

一 平成19年度決算状況

- 1 市町村税は、国民健康保険税を除く収入総額が3,168億2百万円で、前年度の収入総額と比べて281億5百万円増、前年度比で109.7%となった。

これは、市町村民税個人所得割が所得税からの税源移譲、定率減税の廃止及び65歳以上の者に対する非課税措置の廃止等により、前年度と比べ28.0%、219億1千3百万円の増となったことが大きな要因となっている。この他に、同法人税割が14.1%、35億1千8百万円の増、固定資産税が1.7%、24億1千1百万円の増となったことも増収に寄与した。

- 2 徴収率は、調定総額3,432億6千2百万円に対し92.3%(収入額:3,168億2百万円)であり、前年度に比べ0.6ポイント上昇した。これは全体よりも高い徴収率である個人市町村民税が税源移譲等により増額となったこと、滞納繰越分の徴収率が向上したこと等が要因となっている。

主な税目別に見ると、都市計画税が0.8ポイント上昇、市町村民税及び固定資産税が0.4ポイント上昇、軽自動車税が0.1ポイント下落、入湯税が1.0ポイント下落となっている。(1 財政概要編 2 平成19年度普通会計決算状況(市町村)参照)

- 3 標準税率超過収入額は41億1千6百万円であり、このうち市町村民税法人税割に係る分は、31億2千3百万円で全体の75.9%を占め、前年度に比べ2.7ポイント上昇した。
- 4 税収入総額に対する税目別の構成比は、第1表のとおりである。市町村民税が44.1%、固定資産税が45.3%で、両税を合わせると全体の89.4%を占めている。次いで、都市計画税4.2%、市町村たばこ税4.0%、軽自動車税1.4%となっている。構成比の推移では、市町村民税が税源移譲による個人市町村民税の増加を受け、前年度よりも4.5ポイント上昇している。

二 平成20年度の課税状況

- 1 市町村税の税率の採用状況は、第3表及び第5表のとおりである。

超過課税実施団体は、市町村民税法人均等割 15、同法人税割 42、固定資産税 12 となっている。
(法人均等割、法人税割は不均一課税団体を含む)

- 2 個人市町村民税の課税状況は、第4表及び第6表のとおりである。

納税義務者総数は、1,110,215 人であり、前年度に比べ 2,133 人、0.2%増加している。

納税義務者のうち給与所得者は 823,179 人で全体の 74.1%を占め、前年度より 3,219 人増加している。

また、納税義務者の県人口(平成 19 年度末住民基本台帳人口)に対する割合は 51.0%である。

所得割の納税義務者は、969,229 人であり前年度に比べ 485 人、0.1%減少し、総所得金額等は 2 兆 8,879 億 3 千 4 百万円で前年度に比べ 133 億 3 千 1 百万円、0.5%増加している。

所得控除額は 1 兆 955 億 9 千 2 百万円と前年度に比べ 50 億 2 千 3 百万円、0.5%増加し、税額控除額等は住宅借入金等特別控除の創設により 34 億 8 千 4 百万円と前年度に比べ 5 億 9 千 2 百万円、20.5%増加している。

これらの結果、所得割額は 1,020 億 1 千 7 百万円と前年度に比べ 2 億 2 千 7 百万円、0.2%減少している。

- 3 固定資産の価格等の推移及び固定資産税の課税状況は第 7 表から第 10 表のとおりである。

全県の土地の評価総地積は、平成 20 年 1 月 1 日現在 47 億 4 千 7 百万 m^2 で、前年度に比べ 4 百万 m^2 減少した。決定価格は、地価下落を反映した宅地の下落修正を行った結果、全体で 8 兆 8,814 億 6 千 7 百万円で、前年度に比べ 2,317 億 9 千 9 百万円、2.5%減少した。また、課税標準額(法定免税点以上のもの。以下同じ。)は、3兆5,397億3千8百万円で、前年度に比べ211億9千8百万円、0.6%の減少となった(概要調書ベース)。

次に、平成 20 年 1 月 1 日現在の全県の家屋の床面積は 183,244,333 m^2 で、前年度に比べ 1,639,588 m^2 、0.9%増加した。課税標準額は、4 兆 7,674 億 8 千 4 百万円で、前年度に比べ 1,624 億 9 千 5 百万円、3.5%増加した(概要調書ベース)。

また、平成 20 年 1 月 1 日現在の全県の償却資産の課税標準額は 2 兆 3,263 億円(県課税分を含む。)で、前年度に比べ 1,502 億 2 千 9 百万円、6.9%増加した。価格等の決定者別に前年度と比較すると、市町村長決定分が 2.9%の増加、知事決定分が 8.2%の減少、総務大臣決定分が 13.4%の増加となっている(概要調書ベース)。

三 税制改正の概要

平成20年度の市町村税に係る税制改正では、市町村をとりまく社会情勢等にかんがみ、個人住民税における寄附金税制の見直し、公益法人制度改革に対応した関係税制の改正、固定資産税における長期優良住宅等に係る減額措置の創設等が行われた。

1 個人住民税における寄附金税制の見直し(平成21年度分個人住民税から適用)

(1) 地方公共団体に対する寄附金制度の見直し【ふるさと納税制度】

区 分	改 正 前	改 正 後
対象寄附金	都道府県又は市区町村への寄附金	都道府県又は市区町村への寄附金
控除方式	所得控除方式(所得税と同様)	税額控除方式
控 除 率	10% (道府県民税4%、市町村民税6%)	一定の限度まで所得税と合わせて 全額控除
控除対象限度額	総所得金額等の25%	総所得金額等の30%
適用下限額	10万円	5千円

(2) 条例により控除対象寄附金を指定する仕組みの導入

区 分	改 正 前	改 正 後
対象寄附金	・都道府県共同募金会への寄附金 ・日本赤十字社支部への寄附金	・改正前の対象寄附金 ・都道府県又は市区町村が条例により 指定した寄附金
控除方式	所得控除方式(所得税と同様)	税額控除方式
控 除 率	10% (道府県民税4%、市町村民税6%)	10% (道府県民税4%、市町村民税6%)
控除対象限度額	総所得金額等の25%	総所得金額等の30%
適用下限額	10万円	5千円

2 公益法人制度改革に対応する関係税制の取扱い

公益法人制度の改正(平成20年12月施行)を受け、地方税法の扱いを次のように改正

(1) 法人住民税

改 正 前	改 正 後
社団法人・財団法人 均 等 割:課税 法人税割:収益事業は課税 非 課 税:博物館の設置・学 術研究を目的とし、収益事 業を行わない法人	公益社団法人・公益財団法人 均 等 割:課税(最低税率(5万円)を適用) 法人税割:収益事業については課税 非 課 税:博物館の設置・学術研究を目的とし、収益 事業を行わない法人
	一般社団法人・一般財団法人 均 等 割:課税(最低税率(5万円)を適用) 法人税割:全ての所得に対して課税(一定の要件を満 たす非営利型法人を除く)

<u>法人格のない社団等</u> 均等割:課税 法人税割:収益事業を行う場合は課税	<u>法人格のない社団等</u> 均等割:非課税 法人税割:収益事業を行う場合は均等割と合わせ課税 (平成20年4月1日開始事業年度から適用)
---	--

(2) 固定資産税・都市計画税

改正前	改正後
民法第34条の法人が設置する施設で、地方税法に規定されるもの (例:幼稚園、図書館、社会福祉施設) :非課税	公益社団法人・公益財団法人が設置する施設で、非課税措置が講じられているもの :非課税 一般社団法人・一般財団法人が設置する施設で、移行日の前日において非課税のもの :平成25年度まで非課税

3 固定資産税における特別措置の創設

(1) 長期優良住宅に係る減額措置

対象	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定により、行政庁の認定を受けて同法の施行日から平成22年3月31日までの間に新築された住宅
減額措置	新築から5年度分(中高層耐火建築物にあっては7年度分)の税額から1/2を減額(120㎡相当分まで)
確認手続き	認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付して市町村に申告

* 長期優良住宅・・・耐久性、安全性等の住宅性能が一定の基準を満たすものとして、行政庁の認定を受けて建設される住宅(いわゆる200年住宅)

(2) 住宅の省エネ改修に係る減額措置

対象	平成20年1月1日に存していた住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅
減額措置	翌年度分の税額から1/3を減額(120㎡相当分まで)
対象工事	・次の から までの工事のうち を含む工事を行うこと(省エネ基準に適合) 窓の改修工事 床の断熱改修工事 天井の断熱改修工事 壁の断熱改修工事 ・改修工事に要する費用が30万円以上
確認手続き	納税者は建築士等の証明書を添付して市町村に申告